

志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する考え方【案】のパブリックコメント実施結果

1 実施結果概要

募集期間	令和5年9月25日（月）から令和5年10月24日（火）まで
周知方法	・市ホームページ ・市公式LINE ・市広報Facebook ・市報しぶし ・市役所各庁舎窓口
募集対象	制限なし
提出方法	・持参又は郵送。持参の場合は、開庁日の月曜日から金曜日の9時から17時までに持参する。 （ただし、いずれも祝日を除く） ・電子メール：diversity@city.shibushi.lg.jp ・ファックス：099-473-2203 ・インターネット専用回答フォーム
公表資料	・パブリックコメント募集に関する鑑文 ・意見記入の様式 ・志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する考え方【案】
その他	このパブリックコメントは制度導入の可否を問うものではない。制度導入にあたり、その趣旨や内容等を公表し、広く市民等意見を聴取する機会とする。提供された意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報については公表しない。 また、公表の際は内容の要約又は一部の表現を改めることもあることを申し添える。
意見数等	14件

2 提出された意見（意見概要）と市の考え方

No.	項目	意見（意見の概要）	市の考え方
1	公表資料①② 全体の内容 について	大隅半島の自治体で初のパートナーシップ宣誓制度の導入をうれしく思います。「ひとがともに輝くまちづくり」という本市の理念がこのパートナーシップ宣誓制度で実現していくことを願います。この制度について、市民がどのくらい理解しているかがわかりませんが、今後も性の多様性についての理解啓発を進めていってほしいです。	今後とも志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例で示している性別や性のあり方にかかわらず、そこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会の実現を目指します。また、受領証等を提示することで利用できる本市の行政サービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆様に対して、周知・啓発に努めてまいります。
2	公表資料①② 全体の内容 について	大隅半島では初となるパートナーシップ宣誓制度導入を歓迎したい。他自治体への拡がりに期待する。併せて啓発事業や居場所づくりなどの展開をお願いしたい。地方では「言わない」ことが当たり前になりすぎていて「身近にはいない」と言われてしまうことが散見される。自治体でもできることがあると思う。制度導入だけで終わるのではなく、地域全体にいきわたるような取り組みをお願いしたい。	今後とも志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例で示している性別にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会の実現を目指します。また、受領証等を提示することで利用できる本市の行政サービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆様に対して、周知・啓発に努めてまいります。
3	公表資料①② 全体の内容 について	制度設計上、事実婚なども制度利用前提のものと考えているが、ファミリーシップ制度の導入は併せて検討はされないのでしょうか？	ファミリーシップ制度については、既に導入している自治体を調査・研究してまいります。

4	1 趣旨	<p>当事者として、まずセクシャリティーが社会的少数者であっても同じ人間であり、税金等を皆と同等に納めているのに何故結婚という縛りではなく宣誓なのかと疑問はものすごく腹が立つほどあります。しかし、今までの日本国民としてのセクシャリティーに対し古い価値観から急に「結婚」とはならないのも痛いほど分かります。当事者の私としては、少なくとも多数派の方達とセクシャリティーが違うだけで同じなんだけどな、好きな物や嫌いな物があるのと同じ「個性」であり、決して「病気」ではないんだけどなと、受け止めていただけるとありがたいです。一市民であり生産性がありませんが（皮肉ではなく事実です）意見を言うのはおこがましいですが、少子化傾向なら1日でも早くこのパートナーシップ宣誓を公にしないことには、今後も少子化だけでなく市の人口は減り続ける一方だと思えます。市内の成人以下の子どもたちも少数派で作るコミュニティを求めてきっと志布志市から出ていき2度と籍を戻さないかと思えます。外国人労働者を増やすのも大変良い取り組みだと思います。現に市内で外国人の方を見かけることが増え、会話内容は分からないが笑顔で話す表情を見ると、「志布志に来てくれてありがとう」と心から感謝の気持ちを持ちます。転入してくる方を大切にされるのであれば、現在籍をおいている少数者の為にも同等の権利をいただけないでしょうか。よろしくをお願いします。</p>	<p>この制度は「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任を持ち、協力し合う2人の関係であることの宣誓」について、自治体はその想いを尊重し、宣誓書を受領することで、受領証等を交付する制度です。市の内部規定である要綱に基づく制度であり、法的な拘束力はなく、権利や義務が発生するものではありませんが、この制度を実現するにあたって最も大切なことは制度の利用を求める人が自らの存在を公に肯定的に捉えられる喜びだと考えております。その想いをまず受け止めることがこの制度の最も大きな役割であり、さらにこの制度をこれまでの典型的な家族形態に加え、多様な家族のあり方や、個人の選択を尊重し、またそのことに寛容な社会を目指す第一歩とする考えです。今後、受領証等を提示することで利用できる本市の行政サービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆様に対して啓発に努めてまいります。</p>
5	3 制度の概要	<p>パートナーシップ宣誓制度の導入にあたり、具体的に対象者へはどのような権利が与えられ、どのようなサービスを受けられるのかが分かりません。この制度を大隅半島で先駆けて導入される志布志市は素晴らしいと思えますので、よりよい制度にして欲しいです。</p>	<p>この制度は「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任を持ち、協力し合う2人の関係であることの宣誓」について、自治体はその想いを尊重し、宣誓書を受領することで、受領証等を交付する制度です。志布志市の内部規定である要綱に基づく制度であり、法的な拘束力はなく、権利や義務が発生するものではありません。今後、受領証等を提示することで利用できる本市の行政サービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆様に対して、周知・啓発に努めてまいります。</p>

6	4 宣誓の対象者	<p>次の全てに該当するのあとに、一方または双方が性的マイノリティーの二人が対象になりますとしたほうが、わかりやすいと思います。</p>	<p>この制度を利用できる方につきましては、性的マイノリティーの方を限定対象とするのではなく、法律婚ができる異性のカップルであったとしても何らかの理由で婚姻できない方や事実婚の状態にある方などで悩みや生きづらさを抱える方を対象とするべきものと考えています。</p>
7	5 宣誓の方法	<p>希望に応じて、インターネットを利用した宣誓が可能になるよう検討していくことについては、ぜひそうしていただきたいと思います。問い合わせや、最初の1歩となる市役所への一報の仕方が専用フォームなどでしていただくと最初のハードルが低くなると思います。同時に、個人情報保護の視点もあると安心して利用しやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>インターネットを利用した宣誓の方法については、そのメリット・デメリットについてすでに導入している自治体を調査・研究しながら、制度利用者の利便性とプライバシーの保護について十分に検討し、実現を目指したいと考えます。また、専用フォームについては御意見を参考にし、利活用を検討します。</p>
8	5 宣誓の方法	<p>インターネットでの宣誓が可能になるといいと思う。</p>	<p>インターネットを利用した宣誓の方法については、そのメリット・デメリットについてすでに導入している自治体を調査・研究しながら、制度利用者の利便性とプライバシーの保護について十分に検討し、実現を目指したいと考えます。</p>
9	8 通称名の使用	<p>通称名を使用することができるのはよいと思う。</p>	<p>通称名の使用は、戸籍に記載された名前から推測される性別を使われることから生じる困難や負担を軽減し、アイデンティティーを大切にすることに繋がります。今後も民間事業者や市民の皆様に対して、多様な性を含む人権啓発に努めてまいります。</p>

10	12 他の地方自治体との連携	生活圏である鹿屋市、東串良町、大崎町、曾於市、都城市、串間市などへの働きかけ(パートナーシップ宣誓制度の導入)を期待する。併せて既に導入済みの鹿児島市や指宿市との連携協定はぜひしていただきたい。	今後とも志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例で示している性別や性のあり方にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会の実現を目指します。また他の自治体との相互利用については積極的に検討します。
11	14 その他	今後の具体的な動きについて知りたい。パートナーシップ宣誓後、どのような「公平かつ適切な対応」が得られるようになるのか、ロードマップを見たい。	今後とも志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例で示している性別や性のあり方にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会の実現を目指します。また、受領証等を提示することで利用できる本市の行政サービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆様に対して、周知・啓発に努めてまいります。
12	14 その他	子育てをする同性カップルもいると思うが、子どもも親も安心して暮らせるような記載があればいいと思う。その点については、また別制度の導入を検討されているのか。	ファミリーシップ制度については、既に導入している自治体を調査・研究してまいります。
13	14 その他	プライバシーに配慮して、宣誓の場所については、個室を設けるなどの記載があったほうが、安心できると思うし、アウトティング条例もあるので。	御意見については、制度開始に当たっての運用、又は取扱いに関することですので、実施において参考とさせていただきます。
14	市報での周知	他にも掲載するものがたくさんあるのは重々分かってはいるが、「広く御意見をいただくため」と告知しているが、市報を隅から隅まで見る方でない限り気が付かないと思いました。「パートナーシップ宣誓」という案件名も、パートナーシップ宣誓とは？という説明文等の記載がなければ恐らく素通りしてしまうかと思えます。反対の意見が多くなるのを恐れてなのかは分かりませんが、当事者としてはどうしてもその程度でしか考えていただけなのかと残念に思いました。	意見募集について、この制度の趣旨説明については市のホームページ上に掲載しておりましたが、市報において同ホームページへの誘導が不親切となってしまう、不快な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。